

議案第 1 2 4 号

大津市奨学資金給与条例の一部を改正 する条例の制定について

教育委員会 学校教育課

1. 目的・概要

条例改正の目的

高等学校教育費に係る国の支援金制度や給付金制度を踏まえ、奨学資金の給与額を見直し、より多くの対象者への支援を行うとともに、給付時期を学期ごとから経済的負担が大きい入学した年の4月に変更することで、保護者負担の軽減を図る。

現在の大津市奨学資金給与条例・制度の概要

- 向上心が強く、能力があるにもかかわらず、経済的事情により、高等学校へ進学することが困難と認められる者に対して給与
- 給与月額 10,000円(合計360,000円)
- 給与を受ける者の資格

奨学資金の給与を受けようとする者は、大津市民の子弟であり、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 学費の支弁が困難であること。
 - (2) 学業成績、操行ともに良好であり、健康であること。
 - (3) 高等学校へ進学する予定であること。
- 奨学生の決定 大津市奨学生選考委員会において所得及び成績から選考
 - 財源 奨学基金(令和7年度末残高 105,129千円)

2. 制度の現状

令和8年度の給与人数

1年生(令和8年度入学)・・・20名
 2年生(令和7年度入学)・・・18名
 3年生(令和6年度入学)・・・18名 計56名に対して給与

直近5年間の申請者数及び採用者数

	平均	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
申請者数	42	48	54	39	27	42
採用者数	20	20※	19	20※	19※	20

※市外転出等により、最終給与人数は、令和4年：19名、令和6年：18名、令和7年：18名となった

給与月額の変遷

	昭和40年	昭和49年	昭和54年	平成2年	平成3年	平成10年	令和4年
月額	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	10,000円

3. 給与額の見直しの必要性

見直しの必要性

文部科学省による高等学校等就学支援金及び高等学校等奨学給付金の拡充により、高校教育費負担にかかる状況が変化していることから、給与額を見直すとともに、これによって生じた財源により、給与者数を増加し必要な方への支援を行うため。

平成22年度～ 高等学校等就学支援金(文部科学省)

- 全世帯を対象に、高等学校授業料に充てるための費用を支給する制度
- 令和8年度より、所得制限が撤廃され、私立への給与額が最大45万7200円に拡充された。

平成26年度～ 高等学校等奨学給付金(文部科学省)

- 生活保護世帯や非課税世帯を対象に授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした制度
- 非課税世帯への令和8年度支給額(年額)
(全日制)143,700円 (通信制)50,500円
- 令和8年度から対象世帯が年収目安490万円まで拡充された。

4. 給与額等の見直し

改正案

	現行制度	改正案
給与時期	学期ごと(毎年3回×3年間)	入学した年の4月(1回)
全日制等給与額	月額10,000円 (合計360,000円)	一括120,000円
通信制給与額	月額10,000円 (合計360,000円)	一括42,000円
対象学校	高等学校	高等学校又は高等専門学校
給与を受ける者の資格	—	「健康であること」を削除

- 文部科学省「子供の学習費調査」より、高等学校の教育費は、第1学年の費用が全体の約5割を占め、特に、新入学に伴い年度当初に要する費用が最も大きな割合を占めていることから、当該時期に一括給与することで保護者の負担軽減を図る。
- 令和8年度生活保護費の内、入学準備金(高校)が118,200円であることを参考に、給与額(全日制)を120,000円とする。
- 文部科学省の高等学校等奨学給付金の割合より、通信制の給与額を全日制的35%とする。